

2016 JR 総連春闘を職場から闘おうシリーズ⑩

2016年度賃金、夏季手当交渉妥結 賃金配分について申し入れ！

本部は3月25日、「2016年度賃金引き上げ、夏季手当等の再申し入れ」（申21号）に基づき団体交渉を開催しました。（詳細は『業務速報No.985号』を参照して下さい。）

団体交渉では、組合員の生活の維持・向上のための切実な要求である①全組合員一律基本給6,000円の引き上げ、②基準昇給額一律1,500円としたうえで乗数4の定期昇給の実施、③2016年度夏季手当3.5ヶ月分の支給について、会社に3月17日の回答を撤回しJR東海労の要求通りの回答を迫りました。

しかし会社の回答に変わりはなく、本部は持ち帰り検討した結果、ユニオンの先行低額妥結などの諸状況などを考慮し、これ以上の前進は困難と判断して本日15時30分をもって交渉を集約し会社に妥結を通告しました。

ベアに格差は必要ない！

全組合員一律に1,000円を基本給に配分せよ！

本部は妥結通告後、賃金引き上げ分の配分について『申第22号』で以下の内容を申し入れました。

2016年度新賃金配分に関する申し入れ

会社は3月17日、2016年度新賃金について「平成28年4月1日現在の35歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給額分とは別に、1,000円（0.31%）引き上げる」と回答した。

賃金引き上げ分の配分について、下記の通り申し入れるので回答すること。

記

賃金引き上げ分の1,000円は、全組合員（専任社員を含む）一律に、すべてを基本給に配分すること。